

構造改革特別区域計画の変更内容

1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称
広島県江田島市

2. 構造改革特別区域の名称
江田島市にこにこ給食特区

3. 構造改革特別区域の範囲
江田島市の全域

4. 構造改革特別区域の特性

江田島市は、平成16年11月1日に江田島町、能美町、沖美町、大柿町の4町が合併して誕生した。

広島県南西の広島湾に浮かぶ江田島、能美島とその周辺に点在する島々で構成され、広島市からは海上約7.5km、呉市からは海上約6kmの位置にあり、呉市とは音戸大橋、早瀬大橋の両架橋により主要地方道江田島大柿線等で結ばれ、陸続きとなっている。

総面積は100.94km²で、野登呂山（標高542.0m）、陀峰山（標高438.0m）、砲台山（標高401.8m）、クマン岳（標高399.8m）、古鷹山（標高384.0m）などの山間地帯や山麓付近の丘陵地が多く、面積を占めており、変化に富んだ海岸線や平地などの島特有の地形となっている。

本市の人口は、平成22年の国勢調査では27,031人（老年人口35.8%）であり、平成17年の同調査の29,939人と比較し2,908人（9.0%）減少し、少子高齢化が急激に進んでいる。

平成16年11月の合併当初には、15公立保育所、1幼稚園を開設していたが、平成18年3月に2公立保育所、平成19年3月に1公立保育所、平成21年3月に1公立保育所、平成26年3月に1公立保育所、平成24年3月に幼稚園を統廃合し、現在は10公立保育所で524人（平成27年1月1日現在）の児童が入園している。

今後、平成26年度に策定する「江田島市子ども・子育て支援事業計画」に基づき保育施設の再編整備を進め、本市の子育て支援の充実や効率的な保育施設の運営、子どもの集団生活における健やかな成長を確保するため、全市的な視野に立ち、総合的に子育て支援環境の整備充実を図る必要がある。

殊に、本市において少子化は深刻な問題であり、市民・地域・事業者・行政が連携し、次世代育成支援に向けた事業を展開するため、平成22年3月に策定した「江田島市次世代育成支援行動計画（後期計画）」に基づき、子どもの健やかな成長と子育て家庭を地域全体で支えあっていく「子育ての社会化」に焦点をあてた取組を着実に進めている。

また、平成19年3月に策定した「江田島市総合計画」で健康で安心して暮らせるまちづくりを目指し、乳幼児医療の助成の拡大（小学校3年生まで）、5歳児健診の実施、保育料第3子の無料化、一時保育の拡充、地域子育て支援センターの開設など総合的に子育て支援策を実施している。

5. 構造改革特別区域計画の意義

本計画は、市内7公立保育園（江田島保育園・切串保育園・宮ノ原保育園・中町保育園・三高保育園・柿浦保育園・飛渡瀬保育園）と平成27年4月に認定こども園に移行する3公立保育園の市内10の公立保育施設へ、江田島市立保育施設給食センターで調理した給食を区域別に外部搬入するものである。

本特例措置を活用し、公立保育施設において保育施設給食センターから給食の外部搬入を実施することで、調理業務の効率化・合理化を進め、調理員の適正配置とともに経費節減を図る。

また、厳しい財政状況、限られた財源の中で、食材の一括購入、集中調理などを行うことにより、発達段階に応じた全公立保育施設共通の給食が提供できるとともに、市全体で一貫した食育の推進、地元農水産物を取り入れた地産地消の給食食材の提供の推進を図る。

6. 構造改革特別区域計画の目標

- ① 子どもたちの食への関心を高め、正しい食習慣・食生活を推進する。
- ② すべての保育施設で統一された給食を提供することで、食育の推進を図る。

- ③ 地元の農水産物を活用して、発達段階に応じた安全で安心な給食を提供する。
- ④ 地元の農水産物の活用により、地域・生産者・食材への関心を高め、地産地消を推進する。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

- ① 小規模保育施設単位では非効率であった食材の発注・配送について、一元的に購入することにより、安定した食材の確保と経費の節減が図られる。
- ② 保育施設給食センターで集中調理することにより、調理員の適正な配置と柔軟な体制が図られ、作業効率が向上し、光熱水費等の維持管理費や人件費をはじめとする経費の節減が図られる。
- ③ 保育施設給食センターで食材等を一元的に発注することにより、地元で生産された農水産物の積極的な活用が図られ、地産地消が推進され、地域の活性化につながる。

8. 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

9. 構造改革特別区域において実施し、又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

「食を通じた子どもの健全育成の推進」

食育プログラムを作成し、年齢ごとに設定した目標を達成できるよう取り組むと同時に、保育士等職員の能力向上、食を通じた家庭・保育施設給食センター・地域との連携により、食育への関心を高める。

別 紙

1. 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

江田島市立江田島保育園、江田島市立認定こども園こよう、江田島市立切串保育園、江田島市立宮ノ原保育園、江田島市立認定こども園のうみ、江田島市立中町保育園、江田島市立三高保育園、江田島市立認定こども園おおがき、江田島市立柿浦保育園、江田島市立飛渡瀬保育園

3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定日

4. 特定事業の内容

江田島市の10公立保育施設における給食を、江田島市立保育施設給食センターから外部搬入方式により実施する。外部搬入による給食は0歳児から実施する。

保育施設給食センターで集中調理した給食は、3台の給食専用の配送車により、各保育施設に60分以内に配送することができ、調理後90分以内に喫食する。

給食のメニュー内容により、温かい状態で提供されるものは専用の保温食缶へ入れ、その他については洗浄消毒された容器に移して搬送する。安全安心な給食実施のため、専用コンテナを利用し、衛生面に十分配慮し配送する。

土曜日は登園児童も少ないため、各保育施設で準備したパン給食を実施する。

5. 当該規制の特例措置の内容

- (1) 調理室として保存、配膳のために必要な調理機能を有する設備を設けることについて

搬出元である保育施設給食センター及び搬入先の各保育施設の調理設備は、以下のとおりである。

保育施設給食センターは各保育施設に給食を外部搬入するための十分な機能を有している。

給食調理設備、管理栄養士、調理員等の人的環境の整った調理場では、児童

の発育に応じた味付け・固さ・大きさ等を配慮・工夫したきめ細やかな献立、調理業務を行うことができ、あわせて、集中調理により効率的な調理業務を行うことができる。

各保育施設には専用の調理室があり、加熱設備機器として電子レンジ、ガステーブル、冷凍冷蔵庫、温蔵庫、配膳台等を備えているため、再加熱や冷蔵が可能であり、適温な給食が提供できる。

搬入元「江田島市立保育施設給食センターの概要」

面積	525㎡
職員配置数	所長1名 管理栄養士1名 事務員1名 臨時調理員10名 (運転手2名/補助員2名※業者委託)
調理能力(1日)	1,300食
調理器具一覧	マイコンスライサー、食器消毒保管庫、電気式食器消毒保管庫、自動食器洗浄機、回転釜、球根皮むき機、合成調理機、コンベクションスチーマー、自動食器洗浄機、自動手指消毒器、スポットクーラー、電気式食器消毒保管庫、電気式缶切機、トロリー、フードカッター、プレハブ冷蔵庫、包丁・まな板殺菌庫、冷凍庫、丸型フライヤー、オゾン殺菌装置、真空食品冷却機、牛乳冷蔵庫、野菜脱水機、高速ミキサー、スタッピングカート、冷凍チルド冷蔵庫

搬入先「江田島市立保育施設調理室の概要」

搬入元	保育施設名	調理室面積	調理室の設備
江田島市立保育施設給食センター	江田島保育園	6.36㎡	温蔵庫1台、電子レンジ1台、冷凍冷蔵庫1台、ガス台2口、配膳台2台
	認定こども園こよう	24.79㎡	温蔵庫1台、電子レンジ1台、冷凍冷蔵庫1台、ガス台2口、配膳台4台
	切串保育園	12.201㎡	温蔵庫1台、電子レンジ1台、冷凍冷蔵庫1台、ガス台4口、配膳台2台
	宮ノ原保育園	12.25㎡	温蔵庫1台、電子レンジ2台、冷凍冷蔵庫1台、ガス台2口、配膳台2台

	認定こども園 のうみ	50.96 m ²	温蔵庫1台、電子レンジ1台、 冷凍冷蔵庫2台、ガス台5口、 配膳台5台
	中町保育園	68.63 m ²	温蔵庫1台、電子レンジ1台、 冷凍冷蔵庫2台、ガス台4口、 配膳台2台
	三高保育園	25.62 m ²	温蔵庫1台、電子レンジ1台、 冷蔵庫1台、冷凍庫1台、 ガス台3口、配膳台5台
	認定こども園 おおがき	22.86 m ²	温蔵庫1台、電子レンジ1台、 冷蔵庫1台、冷凍冷蔵庫1台、 ガス台3口、配膳台2台
	柿浦保育園	13.77 m ²	温蔵庫1台、冷凍冷蔵庫1台、 ガス台2口、配膳台1台
	飛渡瀬保育園	16 m ²	温蔵庫1台、電子レンジ1台、 冷凍冷蔵庫1台、ガス台2口、 配膳台2台

(2) 児童の給食の内容、回数、時期に適切に応じることについて

外部搬入により提供される給食の内容は、あらかじめ管理栄養士によって作成した献立に基づき、年齢に応じた分量、大きさ、固さ等について配慮する。食物アレルギーのある児童については、主治医の指示に従い保護者・管理栄養士・保育施設の園長が連携し、個別対応をする。体調不良児についても、保育施設で児童の体調を把握し、主治医などに相談し、配慮しながら給食を提供する。

(3) 外部搬入を行う場合の衛生基準の遵守について

「構造改革特別区域における『公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業』について（平成20年4月1日付雇児発第0401002号）」の留意事項を遵守するとともに、現行の「保育所における食事の提供ガイドライン」、社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準「保護施設等における調理業務の委託について（昭和62年3月9日社施第38号）」において準拠されている「病院、診療所等の業務委託について（平成5年2月15日指第14号）」の第4の2の規定及び「保育所における調理業務の委託について（平成10年2月18日雇児発第86号）」を遵守する。

なお、特例措置による給食の外部搬入については、搬入元と搬入先との間で委

託契約の締結が求められているが、本市の場合は市立保育施設給食センター1カ所から各市立保育施設への搬入であることから、契約行為は馴染まないため、市長と施設を所管する福祉保健部長の間で、覚書を締結する。

- (4) 必要な栄養素量を給与すること、また、食を通じた子どもの健全育成（食育）を図る観点から、食育プログラムに基づき食事を提供するよう努めることについて

児童福祉施設における、年齢・性別栄養所要量を基に作られた「保育所における栄養給与目標算出例」を参照して食品構成を策定し、それに基づいて必要な栄養素量の確保に努める。

また、食育プログラムによって給食を提供するとともに、管理栄養士と保育士が連携を密にして、地域性や季節感のある献立を策定する。

6. 給食配送スケジュール

「江田島市立保育施設給食センター」

調理開始 AM 8:00

調理完了 AM 9:50

1号車

配送出発 → 柿浦保育園 → 飛渡瀬保育園 → 給食センター
(AM10:05) (AM10:09) (AM10:20) (AM10:31)

2号車

配送出発 → 認定こども園おおがき → 江田島保育園 → 宮ノ原保育園
(AM10:00) (AM10:04) (AM10:20) (AM10:30)
→ 切串保育園 → 認定こども園こよう → 給食センター
(AM10:45) (AM10:59) (AM11:22)

3号車

配送出発 → 認定こども園のうみ → 中町保育園 → 三高保育園
(AM10:35) (AM10:43) (AM10:53) (AM11:09)
→ 給食センター
(AM11:35)